

令和5年度 組織マネジメントシート

部名: 都市整備部

■組織目標(今年度組織が目指す姿)

取手市が未来志向による「選ばれるまち」を目指し、都市の新たな魅力創造と求心力の向上を図る。取手駅西口において都市基盤と土地利用を一体化した整備を進めるとともに、新たな都市拠点となる桑原地区の新市街地整備に向けた地権者支援を進める。
また、快適で持続可能な都市の実現に向けて、交流人口の拡大や定住化促進、居住誘導など、各種施策を展開する。

■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

少子高齢化や人口減少社会の進展を見据え、取手らしさを再創する利便性が高く暮らしやすい活力ある都市づくりを進める。そのために、市民の健康づくりや医療・福祉機能をはじめ、商業、芸術・文化、住宅等の各種都市機能の集約と適正配置を進め、あわせてまちの質(環境)を高める都市景観の創出や市民の移動の円滑化を図る公共交通網の充実などによる都市計画立案とその整備を進める。

■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	<ul style="list-style-type: none">・豊かなところと個性を育むまちづくり・活気と魅力あふれる元気なまちづくり・都市と自然が調和した環境のまちづくり・快適で、安心できるまちづくり
②とりで未来創造 プラン2020	<ul style="list-style-type: none">・魅力ある市街地の形成・都市機能の充実・若年層を中心とした定住支援
③個別計画	<ul style="list-style-type: none">・取手市都市計画マスタープラン・取手市立地適正化計画・取手市まちづくり交通計画・取手市移動円滑化基本構想・取手駅北土地利用構想・取手都市計画事業取手駅北土地区画整理事業事業計画・取手駅西口A街区再開発基本構想・桑原周辺地区土地利用基本構想・取手市耐震改修促進計画

■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
重点事業① 取手駅北地区建築物整備事業 (A街区共同化支援事業)	A街区における再開発事業による土地の高度利用を具現化するため、再開発準備組合の運営や準備組合が行う事業計画案の作成に対する助言、技術的援助、資金援助等を行う。	令和6年3月末 再開発準備組合が作成する事業計画案に基づく再開発事業の実現化に向けた準備作業を円滑に行うため、諸条件などを整理し、助言・援助等による課題解決を行い、都市計画決定を行う。
重点事業② 新市街地創出事業 (桑原地区商業・業務拠点整備)	土地区画整理事業の早期事業化を実現するため、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援する。具体的には、準備組合の運営支援や必要な調査業務に対する助成などを行う。また、国県等の関係機関との協議など、都市計画決定(市街化区域編入等)や土地区画整理事業の事業認可に向けた作業を行う。	通年 都市計画決定に向けた関係機関協議 通年 準備組合に対する活動助成及び調査設計業務支援 9月 地元説明会の開催 3月 都市計画決定図書の作成
重点事業③ 交通広場整備事業	令和5年度中の工事完了に向け、ホームページ・広報等を用いて、市民へ工事の進捗等の周知を図りつつ、現場の安全を確保しながら取手駅西口駅前交通広場の整備を行う。	6月 エレベーター1基供用開始 交通広場整備工事(第3期)契約締結 12月 交通広場整備工事(第2期)完了 3月 交通広場整備工事(第3期)完了
重点事業④ 定住化促進住宅補助事業	住宅に関する補助を通年で実施し、魅力ある住環境の整備と定住化の促進等を図る。補助制度の利用促進のため、HPや広報による周知のほか、市内外の住宅・移住関連の施設へのパンフレット配備等によりPRを行う。なお、現在の補助要綱が令和5年度末で失効するため、事業継続の方向性を見定めた上で、改正の検討を行っていく。	通年 住宅補助制度運用 通年 PR活動(ハウスメーカー・都内アンテナショップ等) 3月 改正補助要綱の策定

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
組織力の向上と業務の事前準備	職員全員が人材育成を担う役割を有することを意識し、各々の職員が有している知識や能力等を他の課員と相互に補完し、継承していくことにより、部全体の組織力の向上を図る。また、業務の遂行に当たっては、業務の生産性や効率性を上げるため、事前準備を入念に行うことを全員が意識して取り組む。	通年で実施

令和5年度 組織マネジメントシート

部名: 都市整備部 課名: 都市計画課

■組織目標(今年度組織が目指す姿)

良好な街並みの形成と都市の交通環境の充実を図り、地域の特性を活かした様々な人が住みやすい環境を整え、交流人口の拡大や定住化を促進する。
また、中心市街地を核とした都市基盤の整備を行い、魅力あるまちづくりを進めるとともに、産業拠点として新たな市街地の形成を図り、商業集客施設や企業が円滑に進出することを可能にする。
これらの都市機能の適正な配置を想定した、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの理念を実現するための環境づくりを行う。

■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

持続可能な都市づくりを実現するため、都市機能の集約化、地域公共交通の利便性向上、バリアフリー化の充実を図り、適正な土地利用の集積・配置を進める。
中心市街地の活性化を推進するとともに、新たな市街地の形成を図ることで企業誘致を進め、活気と活力あふれる都市づくりを進める。
都市と自然が調和した都市景観を形成し、健康で楽しく安全で安心して住み続けられる都市づくりを進める。

■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	<ul style="list-style-type: none">・豊かなところと個性を育むまちづくり・活気と魅力あふれる元気なまちづくり・都市と自然が調和した環境のまちづくり・快適で、安心できるまちづくり
②とりで未来創造 プラン2020	<ul style="list-style-type: none">・魅力ある市街地の形成・都市機能の充実・若年層を中心とした定住支援
③個別計画	<ul style="list-style-type: none">・取手市都市計画マスタープラン・取手市立地適正化計画・取手市まちづくり交通計画・取手市移動円滑化基本構想・取手駅北土地利用構想・桑原周辺地区土地利用基本構想

■組織が果たす役割(事業・事務ごとに自組織が担っている役割の全体像)

計画 関連No.	事務事業名称	裁量 有無	協働 有無	組織の役割	担当
①②③	都市計画事務(都市計画決定・変更、都市計画に係る調査、都市計画法に基づく許可、都市計画図に係る事務等)	○	×	都市計画法等の法令に従い、適切な都市計画の推進を図る。	石井 高橋 及川 麦田
①②③	新市街地創出事業(桑原地区商業・業務拠点整備)	○	○	桑原地区での大規模な商業・業務施設を核とした新市街地創出に向けた事業の早期実現を図るため、地元地権者支援・関係機関協議・都市計画手続きを進める。	中村 中根 松井
①②③	定住化促進住宅補助事業	○	○	「住宅取得補助」「住宅リノベーション補助」「シニア層の持ち家活用による住み替え支援補助」の3つの補助の実施等を通じて、定住人口の増加や住環境の向上を図る。	岡田 伊藤 田上
①②	空き家等利活用促進事業	○	○	茨城県宅地建物取引業協会と連携し、市内の空き家等の売買・賃貸借に関する取引の活性化を図り、市内定住化促進と空き家等の増加抑制を図る。また、住宅地内に発生する空き家等について地域活動・交流の増進に資する活用方策を検討する。	石井 岡田
①②③	公共交通バリアフリー化設備整備事業	○	○	取手市公共交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱に基づき、公共交通のバリアフリー化に資する設備の整備を推進する。	岡田 伊藤
①②③	コミュニティバス運行事業	○	○	公共公益施設や中心市街地へのアクセス向上のため、コミュニティバスの効率的運行と利用者の利便性向上を図る。	岡田 伊藤
①②③	公共交通ネットワーク維持・整備事業	○	○	コミュニティバスの運行や鉄道や路線バス等の運行に対する補助、その他公共交通の利便性向上・利用促進の施策等を通じて、公共交通ネットワークの維持・整備を図る。	高橋 岡田 伊藤
①②	国土利用計画法に基づく事務	×	×	国土利用計画法に基づく土地の権利移転の届出に関する事務を行う。	及川 麦田
①②	屋外広告物条例に基づく事務	×	○	茨城県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可・規制等の事務を行う。	麦田 田上
①②	景観形成条例に基づく事務	×	×	茨城県景観形成条例に基づく大規模行為の届出受理等の事務を行う。	及川 麦田
①②	生産緑地法に基づく事務	×	○	生産緑地法に基づく生産緑地の行為制限、買取り申出、特定生産緑地指定等に関する事務を行う。	石井 及川
①②	地区計画に関する事務	×	×	取手駅東口地区、浜田・上萱場集落地区、藤代駅南口地区、ゆめみ野地区の各地区計画による規制等の事務を行う。	石井 岡田 田上

■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
重点事業① 新市街地創出事業 (桑原地区商業・業務拠点整備)	土地区画整理事業の早期事業化を実現するため、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援する。具体的には、準備組合の運営支援や必要な調査業務に対する助成などを行う。また、国県等の関係機関との協議など、都市計画決定(市街化区域編入等)や土地区画整理事業の事業認可に向けた作業を行う。	通年 都市計画決定に向けた関係機関協議 通年 準備組合に対する活動助成及び調査設計業務支援 9月 地元説明会の開催 3月 都市計画決定図書の作成
重点事業② 定住化促進住宅補助事業	住宅に関する補助を通年で実施し、魅力ある住環境の整備と定住化の促進等を図る。補助制度の利用促進のため、HPや広報による周知のほか、市内外の住宅・移住関連の施設へのパンフレット配備等によりPRを行う。なお、現在の補助要綱が令和5年度末で失効するため、事業継続の方向性を見定めた上で、改正の検討を行っていく。	通年 住宅補助制度運用 通年 PR活動(ハウスメーカー・都内アンテナショップ等) 3月 改正補助要綱の策定
重点事業③ 公共交通ネットワーク維持・整備事業	コロナ禍・物価高騰の影響を受けている交通事業者に対し支援を行い、市内の地域公共交通の将来にわたる安定的な運行及び市民の日常生活のために必要な移動手段を確保するとともに、公共交通のシームレス化により利便性向上と利用促進を図る。コミュニティバスについては、安全な運行のため、老朽化が進む車両の入替を進める。また、新たな交通計画策定に向けた検討を実施する。	通年 交通計画策定に向けた検討 通年 交通事業者への支援 通年 バス車両入替諸手続き

■業務プロセスの改善(一課一改善以上の取組み)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
情報の共有化と課題解決会議の実施	各係(室)の業務進行管理や課題に関しては係内での情報共有を徹底する。解決しない課題については係間で協議を行い、必要に応じて課全体の会議で対応する。	通年で実施

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
業務の事前準備	「段取り八分」を念頭に置き、業務の生産性や効率性を上げるため、事前準備を入念に行うことを課員全員が意識して取り組む。	通年で実施

■ニーズの把握と成果の検証、評価を把握する取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
住宅補助制度利用者アンケート	定住化促進住宅補助制度の利用者に対するアンケート調査を引き続き実施し、転入促進・転出抑制の成果を把握する。	補助金の交付申請受付の際に、申請者にアンケート用紙を交付し、協力を依頼する。結果は、これまでの集計分とあわせて随時更新する。

令和5年度 組織マネジメントシート

部名: 都市整備部 課名: 建築指導課

■組織目標(今年度組織が目指す姿)

第六次取手市総合計画に掲げた将来都市像実現に向けて、安全・安心な宅地造成・建築計画・建築物の維持管理の誘導を図る。

■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

宅地造成・建築を計画する者に対し許可・確認・認定等を行う。また、建築物の所有者等に適正な維持管理を促すことにより法律等に適合した良好な住環境の形成を目指す。

■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	<ul style="list-style-type: none">・都市と自然が調和した環境のまちづくり・快適で、安心できるまちづくり
②とりで未来創造 プラン2020	<ul style="list-style-type: none">・魅力ある市街地の形成
③個別計画	<ul style="list-style-type: none">・取手市耐震改修促進計画

■組織が果たす役割(事業・事務ごとに自組織が担っている役割の全体像)

計画 関連No.	事務事業名称	裁量 有無	協働 有無	組織の役割	担当
①②	建築許可・認定・指定業務	×	×	建築基準法等により許可・認定・指定が申請された事案に対して、許可基準等に基づき許可・検査等を行う。	宮崎 大森 岸田
①②	違反建築物等に関する調査、是正指導業務	×	×	違反建築物を是正指導することにより、安全・安心で住みやすい住環境づくりを行う。	宮崎 大森 岸田
①②③	木造住宅の耐震化に関する事業	○	×	木造住宅の耐震化を促進するため、昭和56年以前に建築された住宅に木造住宅耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を行う。また、診断の結果が耐震性不足だった木造住宅の耐震補強費補助を行う。	宮崎 大森 岸田
①②	既存建築物の安全維持管理業務	×	×	不特定多数の人が利用する建築物等の管理状況を定期報告及び防災査察等により確認することで常時適法な状態になるように安全管理を促す。	押山 坂本 宮崎 大森 岸田 小磯
①	建設リサイクルに関する業務	×	×	建設リサイクル法に基づき、分別解体を推進し、資材の再資源化を図る。	宮崎 大森 岸田
①②	建築審査会運営事務	×	×	建築基準法に基づき設置された取手市建築審査会の運営を行う。	宮崎 大森 岸田
①②	旅館等建築審査会運営事務	×	×	取手市ラブホテル建設規制に関する条例に基づき設置された取手市旅館等建築審査会の運営を行う。	宮崎 大森 岸田
①②	狭あい道路拡幅整備事業	○	×	建築基準法第42条第2項等の規定によりセットバックを行なった際に障害となる工作物等の撤去費等の一部を補助し道路拡幅を促す。	宮崎 大森 岸田
①②③	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に関する業務	×	×	耐震診断を義務付けられた建築物の所有者は耐震診断を実施し、所管行政庁に報告しなければならない。その際の耐震診断費補助を行う。	宮崎 大森 岸田
①②	建築確認申請関連業務	×	×	建築基準法に基づく建築物等の確認及び検査を行う。 指定確認検査機関による確認及び検査が適切であるかチェックを行う。	押山 坂本 小磯
①②	建築物省エネ法に関する業務	×	×	建築物省エネ法に基づく適合性判定、認定、届出の受理を行う。	押山 坂本 小磯

①②	長期優良住宅・低炭素住宅 認定業務	×	×	長期に使用するための措置がされた優良な住宅 の認定及び認定長期優良住宅の維持保全状況 調査を行う。 都市の低炭素化に寄与する住宅の認定を行う。	押山 坂本 小磯
①②	バリアフリーの指導及び認 定業務	×	×	バリアフリー法に基づく指導及び認定を行う。	押山 坂本 小磯
①②	開発許可等審査指導事務	×	×	市街化調整区域の建築行為及び宅地開発等 について、都市計画法に基づき許可・検査等を行 う。	蛭原 中島 伊藤 楠元
①②	道路調査に関する業務	○	×	建築基準法で規定する道路種別に関する調査を 行う。	全員
①②	狭あい道路事前協議に関 する業務	○	×	道路後退が必要な道路等に面して建築確認申請 を行う敷地について、道路後退位置に誤りがない か、後退部分に障害物がないかの現地確認を事 前に行う。	全員

■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
<p>重点事業① 木造住宅の耐震化に関する事業</p>	<p>地震に対して市民の生命・財産を守るため、木造住宅耐震診断士派遣事業及び木造住宅耐震補強費補助事業を行い、木造住宅の耐震化を進める。</p>	<p>6月 ・市広報紙、ホームページに事業案内掲載及び募集 ・耐震化に関する一般住民向け説明会を実施</p> <p>8月 ・耐震診断士派遣事業委託契約の締結 ・必要に応じて、過去に市の無料耐震診断を受けた人へ耐震補強費補助事業の案内をダイレクトメールで送付 ・茨城県と連携して改修事業者の技術力の向上に関する説明会を実施</p> <p>9月 ・耐震診断士派遣決定通知を送付</p> <p>11月 ・無料耐震診断結果報告時に受診者に対して耐震改修を促す ・耐震診断受診者アンケートを実施</p> <p>通年 ・旧耐震住宅所有者に耐震改修を促すための啓発用チラシを配布</p>
<p>重点事業② 建築確認申請関連業務</p>	<p>建築物を安全・安心に建築するために必要な手続である、建築確認・中間検査・完了検査について、市民や業者等への周知に努め、無確認や未受検の未然防止を図る。 特定行政庁ごとに対象となる建築物が異なる中間検査の未受検防止のため、特定工程到達時期に合わせてお知らせを送付する。 取手市で建築確認を処分した建築物等の完了検査の未受検防止のため、工事完了時期に合わせてお知らせを送付する。 建築パトロール時に中間・完了検査受検のチラシを建築中の現場へ配布する。 取手市における法令等の取扱いを作成し、公表する。 建築計画概要書PDFデータを建築行政共用データベースシステムにひも付けする。</p>	<p>毎月 ・対象となる建築物の建築主及び工事監理者へ中間検査受検のお知らせを送付</p> <p>通年 ・対象となる建築物等の建築主及び工事監理者へ完了検査受検のお知らせを送付</p> <p>年4回 ・建築パトロール時に啓発チラシを配布</p> <p>12月 ・取手市の取扱いを窓口配布及び市ホームページ掲載</p> <p>通年 ・昭和56年～昭和58年の建築計画概要書PDFデータのひも付け</p>

<p>重点事業③ 開発許可等審査指導業務</p>	<p>開発行為等について制度の内容等、市民や業者等の周知に努め、無許可や完了検査未受検の未然防止を図る。 建築パトロール時に完了検査受検のチラシを造成中の現場へ配布する。 開発行為等に関するホームページを、利用者に分かりやすく充実した内容とするための検討及び更新を行う。 開発行為等に関する知識向上のため、研修会等に積極的に参加する。また個々の問題・疑問点等を係内会議で検討する。</p>	<p>年4回 ・建築パトロール時に完了検査受検のチラシを配布</p> <p>3月 ・ホームページの内容をより良くするための検討更新</p> <p>通年 ・知識向上のため、研修等に参加 ・問題、疑問点の共有、解消のため係内会議を実施</p>
------------------------------	--	---

■業務プロセスの改善(一課一改善以上の取組み)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
<p>省スペース化、電子化に向けたGISの活用</p>	<p>台帳の電子化や管理用マップを試作し、入力等を試行する。</p>	<p>通年 ・令和6年度以降の本格的運用を目指し、試行する中での問題点や改善点を洗い出す</p>

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
<p>建築基準適合判定資格者検定合格を目指す対応</p>	<p>受検資格(一級建築士)取得のため、課内の一級建築士免許取得者が受検者にアドバイスする。</p>	<p>通年 ・受検態勢を整え、資格取得を目指す</p>

■ニーズの把握と成果の検証、評価を把握する取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
<p>窓口及び電話対応の記録</p>	<p>対応に誤りがないか、回答に過不足がないか等、各係で定期的に振り返る。</p>	<p>通年 ・対応のばらつき解消、最適化</p>

令和5年度 組織マネジメントシート

部名: 都市整備部 課名: 中心市街地整備課

■組織目標(今年度組織が目指す姿)

取手駅北土地区画整理事業による都市基盤整備と一体的に取手駅周辺地区の活性化施策を推進するため、土地区画整理事業施行地区内のA街区の敷地及び建築物の共同化の実現に向けて関係権利者(再開発準備組合)への支援を行う。また、A街区の再開発ビル内に整備を検討している公共施設の機能、内容、規模等について検討を進める。

■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

- ・取手駅北土地利用構想の実現に向けた中心市街地活性化施策の推進
- ・取手駅西口A街区再開発基本構想の実現に向けた関係権利者支援
- ・取手駅周辺地区の活性化に資する魅力的かつ利便性の高い公共施設の整備検討

■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	・快適で、安心できるまちづくり
②とりで未来創造 プラン2020	・魅力ある市街地の形成
③個別計画	・取手駅北土地利用構想 ・取手駅西口A街区再開発基本構想

■組織が果たす役割(事業・事務ごとに自組織が担っている役割の全体像)

計画 関連No.	事務事業名称	裁量 有無	協働 有無	組織の役割	担当
①②③	取手駅北地区建築物整備 事業(A街区共同化支援事 業)	○	○	中心市街地である取手駅周辺地区にふさわしい 都市機能の集積と土地区画整理事業による事業 効果の早期発現化を図るため、A街区共同化事 業を推進する。	磯野 西村 貝塚
①②③	取手駅北地区建築物整備 事業(公共施設導入検討事 業)	○	○	取手駅前の賑わい創出を図るため、再開発準備 組合が事業化を目指している市街地再開発事業 の事業計画と整合を図りながら、公共施設の導入 に向け、機能、内容、規模等について検討を行 う。	磯野 西村 貝塚
①②	取手駅東口バリアフリー化 推進事業	○	○	JR取手駅における利用環境の改善と移動円滑化 の促進を目的に、東口構内のバリアフリー化の推 進を図る。	貝塚 大瀧
①②③	取手駅周辺地区都市再生 整備計画立案事業及び補 助金交付・申請事業	○	○	取手駅周辺地区都市再生整備計画を立案すると ともに、再開発準備組合に対する補助金交付事 務並びに国庫補助金に関する国・県との協議・調 整及び申請事務手続等を行う。	西村 磯野
①②③	取手駅東西自由通路整備 事業	○	○	取手駅周辺地区を訪れた市民や来街者がバリア フリー化された経路により、東西市街地を安全・快 適に回遊できる歩行回遊環境を整備し、交通結 節機能の充実を図る。	貝塚 大瀧
①②	まちなか情報発信機能整 備事業	○	○	取手駅周辺地区において、来街者に対して観光 情報やイベント情報、市政情報など、取手市の魅 力を伝える情報を発信する機能の構築を目指 す。	大瀧 西村
①②	取手駅北地区まちづくり協 議会運営事務	○	○	取手駅北土地区画整理事業施行地区内の関係 権利者によって構成されている、まちづくり協会 の運営事務を行う。	大瀧 貝塚
①②	地区計画届出事務	×	×	都市計画法及び同法施行規則に基づき、取手駅 西口地区地区計画の届出に関する事務を行う。	大瀧 貝塚

■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
重点事業① 取手駅北地区建築物整備事業(A街区共同化支援事業)	A街区における再開発事業による土地の高度利用を具現化するため、再開発準備組合の運営や準備組合が行う事業計画案の作成に対する助言、技術的援助、資金援助等を行う。	令和6年3月末 再開発準備組合が作成する事業計画案に基づく再開発事業の実現化に向けた準備作業を円滑に行うため、諸条件などを整理し、助言・援助等による課題解決を行い、都市計画決定を行う。
重点事業② 取手駅北地区建築物整備事業(公共施設導入検討事業)	再開発準備組合が作成する事業計画案と整合を図りながら、公共施設の整備方針を決定し、公共施設の機能、内容、規模、資金計画、管理運営方法等の検討を行う。	令和6年3月末 公共施設の整備方針を決定し、具体的な施設内容、施設規模、資金計画等を検討し、公共施設の整備計画を策定する。
重点事業③ 取手駅東口バリアフリー化推進事業	JR取手駅東口構内におけるバリアフリールート整備の早期実現を目指し、整備主体である鉄道事業者と共に実現化に向けた課題等の検討を行い、駅利用者の安全性・利便性の向上を図る。	通年で実施 鉄道事業者によるバリアフリー化整備が早期に実現できるよう所定の支援を行う。

■業務プロセスの改善(一課一改善以上の取組み)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
業務内容の共有・継承	特定の職員のみが出来る業務を無くし、他の職員も課の業務内容全体を理解・把握し、的確に遂行出来るよう、知識、情報、経験等の共有・継承を課員全員で図る。	通年で実施

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
組織力の向上	課員全員が人材育成を担う役割を有すると意識し、各々の職員が有している知識や能力等を他の課員と相互に補完し、継承していくことにより、課全体の組織力の向上を図る。	通年で実施

■ニーズの把握と成果の検証、評価を把握する取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
取手駅周辺地区に求められる都市機能や土地利用方策	再開発準備組合との連携を密にし、準備組合及び関係権利者の意向、ニーズを把握し、再開発事業の実現化に向け、的確かつ有効な助言・支援を行う。	通年で実施

令和5年度 組織マネジメントシート

部名: 都市整備部 課名: 区画整理課

■組織目標(今年度組織が目指す姿)

取手駅北土地区画整理事業は、市民生活に必要な各種都市機能の集積を図るため都市基盤整備を行う重要な事業（とりで未来創造プラン2020・活力の創出・重点施策1・魅力ある市街地の形成・重点事業）として位置づけられており、事業効果の早期発現を目標に進めている。
今年度は、事業完了に向け、取手駅西口駅前交通広場およびペDESTリアンデッキの整備を行う。

■組織使命(行政組織の存在意義、本来果たすべき役割)

快適で、安心できるまちづくりのために、区画整理事業地内の都市基盤整備を進め、魅力ある土地利用が図れるよう早期完成を目指す。

■組織目標と計画等との関連(位置づけと意味づけ)

①総合計画 基本構想	・ 快適で、安心できるまちづくり
②とりで未来創造 プラン2020	・ 魅力ある市街地の形成
③個別計画	・ 取手都市計画事業取手駅北土地区画整理事業事業計画 ・ 取手駅北土地利用構想 ・ 取手市移動円滑化基本構想 ・ 取手市国土強靱化計画 ・ 取手市立地適正化計画

■組織が果たす役割(事業・事務ごとに自組織が担っている役割の全体像)

計画 関連No.	事務事業名称	裁量 有無	協働 有無	組織の役割	担当
①②③	取手駅北土地区画整理事業(整備)	○	○	取手駅北土地区画整理事業に係わる計画、調整、設計、施工、監督及び用地管理を行う。	荒井 金子 長浜
①②③	取手駅北土地区画整理事業(移転補償)	○	○	取手駅北土地区画整理事業に係わる計画、調整及び移転補償を行う。	中野 齋藤 小池
①②③	取手駅北土地区画整理事業審議会運営事務	×	○	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について審議会に諮る。	中野 齋藤 小池
①③	土地区画整理事業に係わる建築行為の許可	×	×	取手駅北土地区画整理事業地内に係る建築行為の許可に関する業務を行う。	荒井 金子 長浜
①	土地区画整理組合事務	○	×	土地区画整理組合に係わる指導及び助成に関する事務を行う。	中野 齋藤 小池

■今年度の重点事業(自部署の中で優先順位の高いもの)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
重点事業① 交通広場整備事業	令和5年度中の工事完了に向け、ホームページ・広報等を用いて、市民へ工事の進捗等の周知を図りつつ、現場の安全を確保しながら取手駅西口駅前交通広場の整備を行う。	6月 エレベーター1基供用開始 交通広場整備工事(第3期)契約締結 12月 交通広場整備工事(第2期)完了 3月 交通広場整備工事(第3期)完了
重点事業② ペDESTリアンデッキ整備事業	令和5年度中の工事完了に向け、ホームページ・広報等を用いて、市民へ工事の進捗等の周知を図りつつ、取手駅西口を利用する方々の歩行動線を確保しながら、取手駅西口ペDESTリアンデッキの整備を行う	10月 ペDESTリアンデッキ整備工事(第3期)着手 3月 ペDESTリアンデッキ整備工事(第3期)完了
重点事業③ A街区造成事業	A街区の使用収益開始に向け、同街区に関連する造成等の整備を行う。	6月 A街区地下階撤去工事完了 12月 道路擁壁等造成工事着手 3月 道路擁壁等造成工事完了
重点事業④ 換地計画策定事業	区画整理事業の完了に向け、北部地区から画地確定測量を行い、また換地処分業務に関連する換地計画認可の事前協議を継続して行う。	4月 茨城県と換地計画認可のため事前協議を定期的に行う。 7月 北部地区の画地確定測量着手 12月 北部地区測量完了

■業務プロセスの改善(一課一改善以上の取組み)

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
区画整理事業に関する知識の向上及び事務遂行能力の効率化。	スケジュール及び問題等を課員全員で共有し、課題解決に必要な区画整理事業に係る知識を高め、事務が迅速かつ正確に遂行できるような能力の向上を図る。	通年で実施

■職員の育成及び職場活性化の取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
取手駅北土地区画整理事業の早期完成に向け、職員の相互理解を高める。	先輩職員が後輩職員の育成および指導に努める。また、情報共有・発言可能な場として定期的に課内会議を開催し、職員間の共通理解を高め、職場の活性化に繋げていく。	令和6年3月 通年で実施

■ニーズの把握と成果の検証、評価を把握する取組み

項目(何を)	行動アクション(どのように)	目標期限と達成基準
市民から見た区画整理事業の進捗	取手駅北土地区画整理事業の進捗状況について、広報・ホームページにより広く市民に公表する。	通年 わかり易い情報提供。